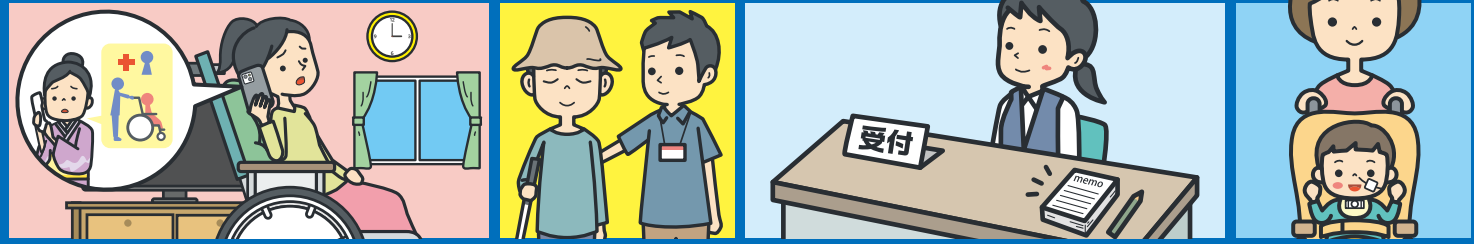


しょうがい ひと かん
● 障害のある人に関するマーク

建物の設備に関するマーク	 <p>障害者のための国際シンボルマーク 車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方を対象としています。施設や駐車場などでこのマークを見かけたら、利用への配慮を心がけましょう。</p>	 <p>盲人のための国際シンボルマーク 視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物や機器などに付けられます。信号機や音声案内装置、書籍などで見かけるマークです。</p>
身障マーク	 <p>オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を保有している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	 <p>宮城県適合マーク 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に適合し、障害のある方に限らず、だれもが利用しやすい公益的施設に交付されます。</p>
身障マーク	 <p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 「白杖SOSシグナル」運動を啓発するマーク。白杖を頭上に掲げている方を見かけたら、進んで声をかけましょう。</p>	 <p>耳マーク 聞こえが不自由なことを示すマークです。このマークを示されたら「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮しましょう。</p>
身障マーク	 <p>ハート・プラスマーク 身体内部に障害がある人を表すマーク。内部障害の方は優先席や障害者用駐車スペースの利用を希望している場合がありますので、御理解・御協力ください。</p>	 <p>ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見からは分からなくても手助けや配慮を必要としている方が身につけるマークです。</p>
店舗や事務所の入り口に関するマーク	 <p>ほじょ犬マーク 盲導犬、介助犬、聴導犬など身体障害者補助犬同伴の啓発マークです。施設や店舗、交通機関などで補助犬を連れてくる方を見かけたら協力しましょう。</p>	 <p>ゆずりあい駐車場利用制度のマーク 障害や高齢、妊産婦など、移動に配慮が必要な方に対して県が交付する、制度の対象となる駐車区画の利用証です。</p>
身障マーク	 <p>手話マーク 手話で対応できることを表すマークで、行政機関や公共・民間施設の窓口等で提示されます。また、障害のある方が提示し配慮を求める場合もあります。</p>	 <p>筆談マーク 筆談で対応することを表すマークで、行政機関や公共・民間施設の窓口等で提示されます。また、障害のある方が提示し配慮を求める場合もあります。</p>
身障マーク	 <p>身体障害者標識 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付された方が運転する車に表示するマーク。表示された車への無理な幅寄せや追い越しは交通違反になります。</p>	 <p>聴覚障害者標識 聴覚に障害があることを理由に免許に条件を付された方が運転する車に表示するマーク。表示された車への無理な幅寄せや追い越しは交通違反になります。</p>



じぎょうしゃ だれ ひと しゃ かい
事業者のみなさんへ 誰もが暮らしやすい社会へ

気づきのヒント

しょう ひん はん ばい ぶん や へん
商品販売・サービス分野編

あの対応って、差別だったのか…

配慮って、どうすればいいんだろう？

どなたもお使いください

しょうがい 障害によってこま困っていることが違う…

知っていますか？

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指し、平成28年4月に施行されました(令和3年5月改正)。

障害を理由とする差別とは…

不当な差別的取扱い
をすること

合理的配慮の提供を
しないこと

宮城県「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」

県民一人ひとりが障害についての理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、令和3年4月1日に施行されました。

障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

障害があるというだけで、正当な理由なくサービスの提供をしないことや、障害のない人と異なる取扱いをすることは「不当な差別的取扱い」にあたります。

合理的配慮の提供義務

障害の特性に合った必要な配慮をすることが「合理的配慮」です。過重な負担がないのに合理的配慮の提供をしないことは差別にあたります。

- 物理的環境への配慮
- 意思疎通・情報提供の配慮
- ルール・慣行の柔軟な変更

条例のガイドライン

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/7253/848585.pdf>



障害者差別解消法と県条例の比較

	障害者差別解消法	県条例
不当な差別的取扱いの禁止	誰が 行政機関 事業者	何人も
	誰に 対して	障害のある人 およびその家族その他の関係者
合理的配慮の提供義務	県 事業者	義務
	事業者 努力義務*	義務
	県民	県及び事業者への協力について 努力義務

*政令で定める日からは「義務」となります。

商品販売・サービス分野における

「障害を理由とする不当な差別的取扱い」の具体例

この対応、不当な差別的取扱いに当たります

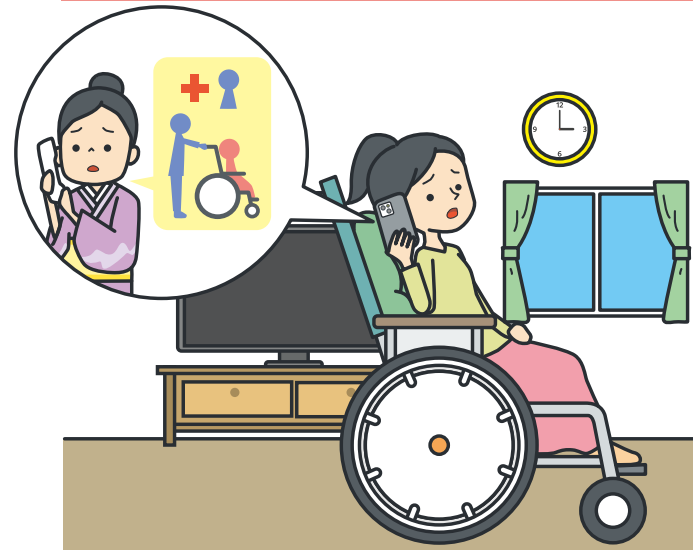


車いすを利用の方や補助犬と一緒にの方がお店に入ろうとしたら「当店は無理です」と言って断る。



行列の中にある白杖を使用の方に「時間をずらして来てください」と言う。

サービスの利用に条件を付ける例



障害のある方から宿泊の問合せがあった際に、介助者の同伴を一方向的に求める。

*上記は一例です。

サービスの利用・提供に当たり、他者と異なる取扱いをする例



障害のある子どもが遊具で遊ぶとしたら「あぶないから」と言って拒否する。

ちょっとした気づかいでみんなが笑顔に

「合理的配慮」は、障害のある方から社会的バリアをなくす何らかの対応を必要としていると意思表示があった際、過重な負担*にならない範囲で対応することです。県条例は、事業を行うに当たり、その実施を義務付けています。障害の状況等によって必要とする対応は一人ひとり違います。どんなことに困っているかをよく確かめ、適切な配慮をしましょう。



*過重な負担に当たるかは、例えば、事業規模や財務状況、業務遂行に及ぼす影響などの要素を考慮し、個別の状況に応じて判断されます。



メニューが読めない方に、ゆっくりわかりやすく読み上げたり、食べたいものを聞いて説明したりする。



紙とペンを用意しておき、筆談を求められたら応じられるようにしておく。

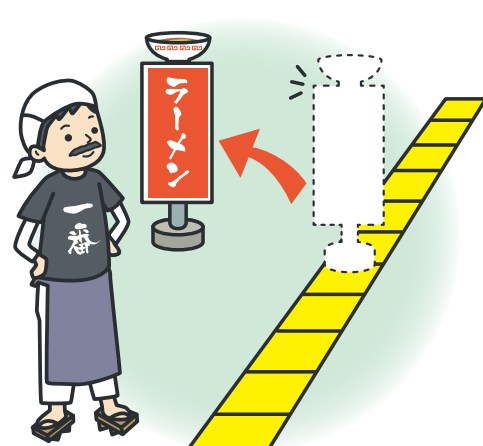


ホームページに掲載している情報等について、拡大文字や音声形式で提供したり、読み上げて伝えたりする。

物理的環境への配慮の具体例



車いす利用の方が入店する際、段差がある時はキャスター上げなどの補助をする。



白杖を使用の方が通りやすいように、点字ブロックの上にお店の看板などの物を置かない。

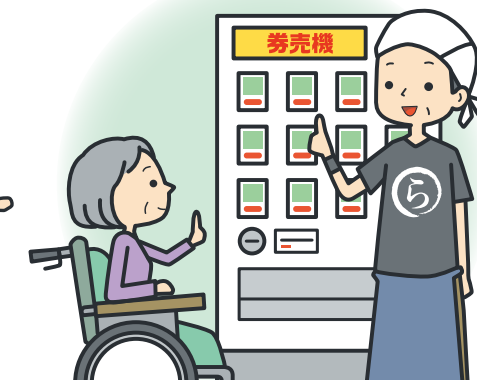


店内が狭く車いすで入店できないような時は、店頭まで商品を持っていき選んでもらう。

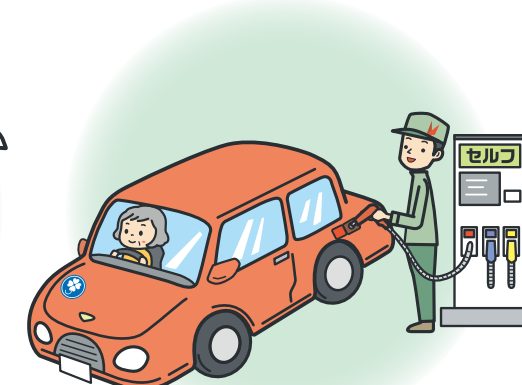
ルール・慣行の柔軟な変更の具体例



立って列に並んで順番を待っている場合に、並ぶことが負担な障害のある方には、周囲の理解を得た上でイスを用意する。



届かない、見えないなど障害が理由で券売機を利用できず困っていたら、操作を手伝う。



セルフサービスのガソリンスタンドで、要望があった場合は安全に配慮しつつ給油に協力する。

「合理的配慮」は

社会的バリアをなくすこと

から始まります！

事物のバリア

歩道の段差、通行を妨げる障害物、乗降口や施設の出入口の段差など

制度のバリア

障害があることを理由に資格、免許を与えないなど

慣行のバリア

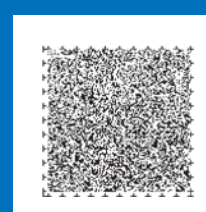
障害のある人の存在を意識してない慣習や文化など

観念(心)のバリア

障害のある人への心ない言葉や視線、偏見など

宮城県では、手助けを求める人と手助けできる人をつなぐスマートフォンアプリ「May ii」を活用した体験交流会を開催しました。

体験交流会の様子は



しょうがい とくせい し はいりょ 障害の特性を知れば、配慮しやすくなります！

※下記は一例です。
2種類以上の障害を併せ持つ重複障害もあります。

身体障害

肢体不自由

身体や体幹の機能が損なわれ、日常生活の動作に困難が伴います。車いすや杖を使用する方もいます。



困っていること・配慮できること

- 困難** 車いすの場合、歩行時より広いスペースが必要です。
- 配慮** 商品は棚に収めて、通路に物を置かないようにしましょう。
- 困難** 段差があると移動するのが難しいです。
- 配慮** 声を掛けて、必要に応じて介助を行いましょう。
- 困難** 障害者用の駐車場に健常者の車が止めてあり使えません。
- 配慮** 障害者用の駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促しましょう。

視覚障害

視力、視野など「見る」機能に障害があります。白杖を使用し、盲導犬を連れてくる方もいます。



困っていること・配慮できること

- 困難** 盲導犬と一緒に入店を断られます。
- 配慮** 盲導犬はパートナーです。快く入店を受け入れましょう。
- 困難** バスに乗車する時、列の動きが分からず、取り残されます。
- 配慮** 行き先を尋ね、必要に応じて乗車時にサポートしましょう。
- 困難** 点字ブロックの上で自転車などの障害物があると怖いです。
- 配慮** 点字ブロックは視覚障害のある方を安全に誘導するための設備です。安心して歩けるようにマナーを守りましょう。

聴覚・言語障害

聴覚障害は音や声が聞こえない、あるいは聞こえにくい障害です。補聴器や人工内耳などを装着している方もいます。言語障害には、発音がうまくできない構音障害と、言葉が理解できない失語症があります。



困っていること・配慮できること

- 困難** 音によって周囲の状況を把握できないので、情報を取得することが困難な場合があります。
- 配慮** メモやスマホを使って状況を伝えましょう。
- 困難** 補聴器や人工内耳を使っても、言葉がはっきり聞き取れない場合があります。
- 配慮** 表情が分かるように、顔を見ながらゆっくり口を動かして話しかけてください。
- 困難** 伝えたいことを理解してもらえません。
- 配慮** 「はい」「いいえ」で答えられる質問をする、絵や写真を使うなどして、コミュニケーションをとりましょう。

盲ろう

目と耳の両方に障害があることです(視覚と聴覚の重複障害)。

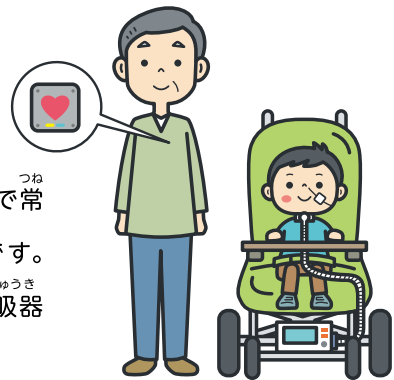


困っていること・配慮できること

- 困難** コミュニケーションや情報入手、移動などに複合的に困難を抱えています。目の前の情報や状況も分からないことがあります。
- 配慮** 一人ひとり見え方や聞こえ方が異なるので、見やすい文字、聞き取りやすい音声、手書き文字(手のひら書き)、手話、触手話など、どのような方法をとればよいのか、本人に確認しましょう。

内部障害

内臓機能の異常や喪失で常に医療的ケアが必要です。ペースメーカーや人工呼吸器などを使用しています。



困っていること・配慮できること

- 困難** 体力がなく、疲れやすい。
- 配慮** 本人から配慮の申し出があった際は、ベンチなど休める場所に案内して話をしましょう。
- 困難** 外見上は障害があることに気づかれにくく、生活しにくい。
- 配慮** ヘルプマークを付けている人が困っているのを見かけたら、「何かお困りですか」と声をかけましょう。

知的障害

知的障害

読み書き計算や、考える、理解するなどの知的な機能に発達の遅れがあります。



困っていること・配慮できること

- 困難** 一度にたくさんのことを聞くと、混乱することがあります。
- 配慮** 短い文章でゆっくり、丁寧に、繰り返し説明しましょう。
- 困難** 複雑な説明や抽象的な概念が理解できない場合があります。
- 配慮** 案内板や資料は具体的に説明し、漢字にふりがなを付けましょう。絵や図を用いると分かりやすいです。

精神障害

精神障害

精神疾患により、ストレスや環境の変化に弱く、対人関係が苦手な方もいます。症状に波があり、服薬で病状をコントロールしている方もいます。



発達障害

脳機能の発達が関係する障害で、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手です。また、その行動等から「変わった人」「困った人」と誤解されることも少なくありません。



困っていること・配慮できること

- 困難** 外見では分かりにくく、障害を理解してもらえないことが多い。
- 配慮** 障害への偏見をなくし、できないことを責めるような言葉は使わないようにしましょう。
- 困難** 人とコミュニケーションをとるのが苦手な場合があります。
- 配慮** 相手に不安を感じさせないように穏やかな対応を心掛けましょう。また、本人が困っていることを話せる環境を整えましょう。
- 困難** 同時に複数のことや、段取り良く行動することができない場合があります。
- 配慮** 説明は具体的に、手順は簡潔に話しましょう。